

別紙 2

【工事費内訳書】の詳細について

1 【工事費内訳書】とは

公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類

2 【工事費内訳書】を提出しなければならない法的根拠

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に係る法律」第12条

(入札金額の内訳の提出)

第12条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない。

3 【工事費内訳書】提出の目的

- (1) 見積能力のない不良・不適格業者の参入排除
- (2) 積算もせずにダンピング受注を行おうとする業者の排除
- (3) 談合等の不正行為の排除

4 【工事費内訳書】に関して入札が無効となる場合

(1) 未提出の場合

- ① 内訳書が複数枚ある場合に全部又は一部が提出されない場合
- ② 内訳書とは別の書類を提出した場合
- ③ 他の工事の内訳書を提出した場合
- ④ 内訳書が白紙である場合
- ⑤ 複数の内訳書の提出があり、特定できない場合

(2) 記載内容が欠けている場合

- ① 商号又は名称、工事名、内訳、金額等の全部又は一部の記載がない場合

(3) 記載内容に誤りがある場合

- ① 発注者名に誤りがある場合
- ② 工事名称に著しい誤りがある場合
- ③ 商号又は名称に誤りがある場合
- ④ 内訳書の合計金額と入札書の金額が一致しない場合

(4) その他の不備がある場合

- ① 電子入札において内訳書のファイルが破損等の理由により確認できない場合に、市が定めた再提出期限までに提出のないとき